



発行 東京都

目次

70

規則

○東京都技能検定試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則………  
………(産業労働局雇用就業部能力開発課)………

規則

東京都技能検定試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三百号

東京都技能検定試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

東京都技能検定試験手数料の額を定める規則(平成十二年東京都規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「職種」を「申請者」に改める。

別表を次のように改める。

実技試験	試験区分	級	申請者	額
	二級及び三級以外の級	二級	全ての申請者	一万七千九百円
			全ての申請者	一万七千九百円 が受検する場合には、八千九百円

備考

一 三十五歳未満の者とは、技能検定の実技試験実施日が属する年度の四月一日において、三十五歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。

二 在校生とは、技能検定の実技試験の受検申請時において、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(一) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に規定する公共職業能力開発施設若しくは認定職業訓練施設の訓練生又は職業能力開発総合大学の在校生(いずれも就職している者を除く。)

(二) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校又は各種学校の在校生

(三) その他知事が認める者  
附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

学科試験	各級	三級	在校生	百円
		在校生以外	一万一千九百円(三十五歳未満の者が受検する場合には、二千九百円)	
	全ての申請者			三千百円

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
リサイクルできます。